平成２５年（フ）第１２７３２号
神奈川県相模原市中央区鹿沼台２丁目11―１―701
破産者　小林　啓太
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７３４号
東京都豊島区上池袋３丁目38―７、住民票上の住所東京都三宅島三宅村神着223―１
破産者　小玉　忠義
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７３８号
東京都大田区東雪谷４丁目25―12　エステートピア川田４号棟705
破産者　小田島ゆかり
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７４６号
東京都足立区南花畑４丁目３－２　マスカレード（Ｂ）203
破産者　田中　園子（旧姓岩倉・佐藤）
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７９１号
東京都稲城市平尾２丁目63―16
破産者　村上　英志
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７９６号
埼玉県越谷市宮本町３丁目203―18
破産者　杉本　　茜
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８９０号
東京都文京区小日向３丁目13―10―２号
破産者　赤羽　秀雄
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９１５号
東京都杉並区清水１丁目17―13―202
破産者　生井　修一
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２９９３号
東京都葛飾区西水元２丁目５－３―106
破産者　小山　洋一
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３０４３号
東京都中央区日本橋堀留町２丁目４－８－1003
破産者　前田　賢二
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９６号
千葉県船橋市湊町３丁目６番18号
破産者　寺岡　眞幸
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８９５号
東京都江東区北砂３丁目28―12、住民票上の住所東京都江東区北砂６丁目２―14
破産者　八代秋治郎
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０３４号
東京都江戸川区一之江２丁目12番３号
破産者　株式会社レジェンドバリュー
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１１０号
東京都港区南青山１丁目20番８号
破産者　株式会社ＡＪＮＥＸＴ
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１１１号
東京都港区南青山１丁目20番８号
破産者　株式会社ＡＪシステムズ
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１１２号
東京都港区南青山１丁目20番８号
破産者　株式会社ＡＪコンサルティング
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０２５号
東京都品川区東五反田２丁目15―６―508
破産者　森川　武男
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６７１号
東京都中央区銀座７―13―５ＮＲＥＧ銀座ビル１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区一之江７丁目88番11号
破産者　有限会社シンボリックス
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１８８号
埼玉県所沢市大字山口118―１―101
破産者　須田　　緑
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２５０号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野３丁目13―16―301
破産者　三宅　大輔
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５８０号
埼玉県さいたま市桜区町谷４丁目12―３―101
破産者　日高　聖二
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６７６号
東京都港区南青山３丁目15―５　田口ビル４Ｂ
破産者　林　　和子
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部